

インタフェース仕様書都道府県編修正履歴

(内容現在 平成30年7月30日)

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
1	13-15	<p>ページ番号 13-15</p> <p>※57:就労移行支援及び就労移行支援(養成)について、平成 30 年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から 2 年を経過しない既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。</p> <p>就労継続支援A型について、平成 30 年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から 1 年を経過しない既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。</p> <p>就労継続支援B型について、平成 30 年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から 1 年を経過しない既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。</p>	1	13-15 13-16	<p>ページ番号 13-15、13-16</p> <p>※57:就労移行支援及び就労移行支援(養成)について、平成 30 年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から 2 年未満の既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。</p> <p>また、指定を受けた日から 2 年目の事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」、または前年度の実績に応じた区分(前年度の就労定着者の割合が 4 割以上となる場合)を設定する。</p> <p>就労継続支援A型について、平成 30 年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から 6 月未満の既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。</p> <p>また、指定を受けた日から 6 月以上 1 年未満の事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」、または指定を受けた日から 6 月間における実績に応じた区分(雇用契約を締結していた利用者の 1 日の平均労働時間が 4 時間以上となる場合)を設定する。指定を受けた日から 6 月以上 1 年未満の事業所であって年度をまたぐ場合には、直近の 6 月間(前年度の 10 月から 3 月まで)の実績に応じた区分(雇用契約を締結していた利用者の 1 日の平均労働時間が 4 時間以上となる場合)を設定する。</p> <p>就労継続支援B型について、平成 30 年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から 6 月未満の既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。</p> <p>また、指定を受けた日から 6 月以上 1 年未満の事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」、または指定を受けた日から 6 月間における実績に応じた区分(平均工賃月額が 1 万円以上となる場合)を設定する。指定を受けた日から 6 月以上 1 年未満の事業所であって年度をまたぐ場合には直近の 6 月間(前年度の 10 月から 3 月まで)の実績に応じた区分(平均工賃月額が 1 万円以上となる場合)を設定する。</p>	2

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
2	13-16	<p>ページ番号 13-16</p> <p>※63: 短期入所について、異動年月日の年月が平成30年3月以前の場合、“0”、または“NULL”を設定する。それ以外の値が設定された場合はエラーとし台帳への登録は行わない。</p>	1	13-16 13-17	<p>ページ番号 13-16、13-17</p> <p>※63: 短期入所について、異動年月日の年月が平成30年3月以前の場合、“0”、または“NULL”を設定する。それ以外の値が設定された場合はエラーとし台帳への登録は行わない。</p> <p><u>また、異動年月日の年月が平成30年4月以降の場合、短期入所(空床型)の事業所においては、「指定障害者支援施設等の居室のベッド数」を利用定員数として設定する。</u></p>	2

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
3	23-14	<p>ページ番号 23-14</p> <p>※57:就労移行支援及び就労移行支援(養成)について、平成 30 年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から 2 年を経過しない既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。</p> <p>就労継続支援A型について、平成 30 年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から 1 年を経過しない既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。</p> <p>就労継続支援B型について、平成 30 年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から 1 年を経過しない既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。</p>	1	23-14	<p>ページ番号 23-14</p> <p>※57:就労移行支援及び就労移行支援(養成)について、平成 30 年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から 2 年未満の既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。</p> <p>また、指定を受けた日から 2 年目の事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」、または前年度の実績に応じた区分(前年度の就労定着者の割合が 4 割以上となる場合)を設定する。</p> <p>就労継続支援A型について、平成 30 年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から 6 月未満の既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。</p> <p>また、指定を受けた日から 6 月以上 1 年未満の事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」、または指定を受けた日から 6 月間における実績に応じた区分(雇用契約を締結していた利用者の 1 日の平均労働時間が 4 時間以上となる場合)を設定する。指定を受けた日から 6 月以上 1 年未満の事業所であって年度をまたぐ場合には、直近の 6 月間(前年度の 10 月から 3 月まで)の実績に応じた区分(雇用契約を締結していた利用者の 1 日尾平均労働時間が 4 時間以上となる場合)を設定する。</p> <p>就労継続支援B型について、平成 30 年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から 6 月未満の既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。</p> <p>また、指定を受けた日から 6 月以上 1 年未満の事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」、または指定を受けた日から 6 月間における実績に応じた区分(平均工賃月額が 1 万円以上となる場合)を設定する。指定を受けた日から 6 月以上 1 年未満の事業所であって年度をまたぐ場合には直近の 6 月間(前年度の 10 月から 3 月まで)の実績に応じた区分(平均工賃月額が 1 万円以上となる場合)を設定する。</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
4	23-15	<p>ページ番号 23-15</p> <p>※63:短期入所について、異動年月日の年月が平成30年3月以前の場合、“0”、または“NULL”を設定する。それ以外の値が設定された場合はエラーとし台帳への登録は行わない。</p>	1	23-15	<p>ページ番号 23-15</p> <p>※63:短期入所について、異動年月日の年月が平成30年3月以前の場合、“0”、または“NULL”を設定する。それ以外の値が設定された場合はエラーとし台帳への登録は行わない。</p> <p><u>また、異動年月日の年月が平成30年4月以降の場合、短期入所(空床型)の事業所においては、「指定障害者支援施設等の居室のベッド数」を利用定員数として設定する。</u></p>	1
5	233	<p>ページ番号 233</p> <p>2. 国保連合会は、提出された情報(※1)より、高額計算に必要な各種給付実績を抽出する。...</p> <p>3. ...高額障害児給付費支給申請書を受給者に送付する。(※2)</p> <p>※1:... ①高額介護サービス費を算定した後の介護保険の給付実績をすべて保有していること。</p>	1	233	<p>ページ番号 233</p> <p>2. 国保連合会は、提出された情報より、高額計算に必要な各種給付実績(※1)を抽出する。...</p> <p>3. ...高額障害児給付費支給申請書を受給者に送付する。(※2) (※3)</p> <p>※1:... ①<u>高額介護(予防)サービス費、高額介護(予防)サービス費(年額)及び高額医療合算介護サービス費</u>を算定した後の介護保険の給付実績をすべて保有していること。</p> <p>※3 を追加</p>	1
6	234	<p>ページ番号 234</p> <p>都道府県等→受給者送付</p>	1	234	<p>ページ番号 234</p> <p>都道府県等→受給者送付<u>※1</u></p> <p>※1 を追加</p>	1
7				248 249	<p>ページ番号 248、249</p> <p>項番13の備考 ※1 を追加</p> <p>項番28 <u>高額介護サービス費(年額)等種別区分</u> を追加</p> <p>※1 ※2 を追加</p>	2